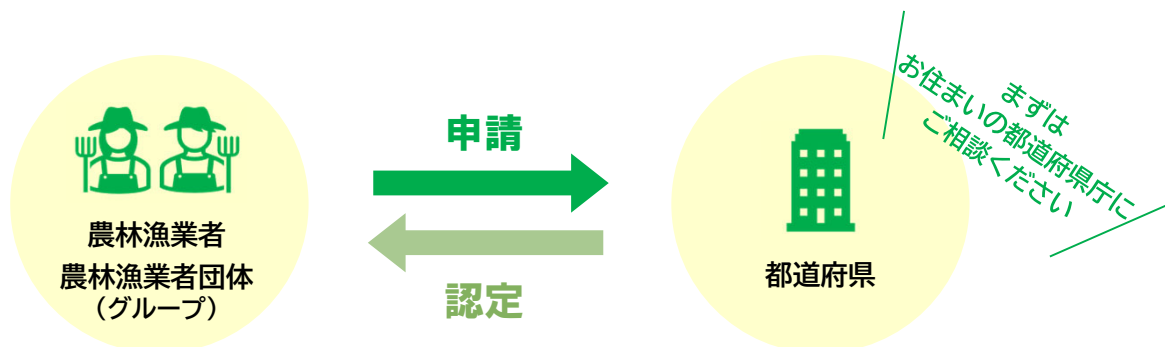


「みどり認定を受けるには？」

みどりの食料システム法に基づく支援(農林漁業者向け)

- **みどりの食料システム法**では、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う取組を「環境負荷低減事業活動」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 環境負荷の低減に取り組む**5年間の事業計画(環境負荷低減事業活動実施計画)**を作成し、**都道府県知事の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組

- 環境に配慮した農林漁業の取組が**幅広く対象**になっています。
(認定対象となる具体的な取組内容は、都道府県・市町村が作成する基本計画に定められています。
事業計画作成の際は、**まずはお住まいの都道府県庁に相談**してください。)
- 基本計画に定められた**特定区域(モデル地区)**では、地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を特定環境負荷低減事業活動実施計画として認定を受けることができます。

計画種別	申請者 (個人・団体)	活動類型
環境負荷低減事業活動実施計画	農業者	土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の一体的取組(有機農業を含む)
		温室効果ガスの排出量の削減 (秋耕、中干し期間の延長、ヒートポンプの導入、省エネ機械・資材の導入など)
		その他の告示に定める活動 ① 土壌を使わない栽培方式における化学肥料・化学農薬の使用削減 ③ バイオ炭の農地への施用 ④ プラスチック資材の排出・流出の抑制、使用量の削減 (生分解性マルチの使用、プラスチック被覆肥料の代替技術の導入など) ⑤ 化学肥料・化学農薬の使用低減と一体的に行う生物多様性保全の取組 (冬期湛水、江の設置など)
	農業者以外 (畜産業・林業・漁業)	温室効果ガスの排出量の削減(省エネ機械の導入、家畜排せつ物管理方法の変更など) その他の告示に定める活動 ② アミノ酸バランス改善飼料の給餌、養殖業における給餌方法の改善など ④ プラスチック資材の排出・流出の抑制、使用量の削減
特定環境負荷低減事業活動実施計画	特定区域で活動する農林漁業者 (原則二戸以上)	地方自治体の基本計画に定める以下のいずれかの活動 ① 有機農業 ② 廃熱等の地域資源の活用による温室効果ガスの排出量の削減 ③ 先端技術を活用した環境負荷低減の取組

「みどり認定を受けるには？」

みどりの食料システム法に基づく支援(農林漁業者向け)

● 主な支援内容

① 設備投資初年度における所得税・法人税の軽減

- みどり投資促進税制(特別償却) ※化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む場合に限りです。

② 日本政策金融公庫等による無利子・低利融資

※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

- 農業改良資金(無利子・償還期限の延長)
- 林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金(無利子・償還期間の延長)
- 畜産経営環境調和推進資金
- 食品流通改善資金(生製提携型・生販提携型)

③ 行政手続のワンストップ化

地域ぐるみの取組(特定環境負荷低減事業活動実施計画)に必要な施設整備等に関する

農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続のワンストップ化

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

● グループ申請が可能です！

- 農協の生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者がまとまって1つの計画を作成し、グループ(団体)として申請し、認定を受けることが可能です。
- グループ申請の場合も、計画に含まれる構成員は税制等の特例を活用することができます。

グループ申請のイメージ

[例1]

栽培暦など、共通の栽培方法に基づき
環境負荷低減を実践している農協の生産部会

生産部会など



化学肥料・化学農薬を削減した栽培暦
等に基づいた一つの計画

[例2]

農業生産過程の全部又は一部について共同で取り
組みながら、構成員のそれぞれが環境負荷低減に
取り組む集落営農組織

集落営農組織など



環境負荷低減に取り組む構成員
それぞれの複数の計画

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定向け税制特例(法人税・所得税)

● みどり投資促進税制

みどり認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却**(特別償却)できます。

(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者

青色申告を行う農業者又は農業者の組織する団体で
みどり認定を受けて化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む方

対象設備



対象機械はコチラ

- みどり認定を受けた後、令和4年7月1日から令和8年3月31日までに取得したものであること
 - 次の2点を満たす機械のほか、機械と一体的に整備する建物も対象
 - ✓ 取得価額の合計が100万円以上であること
 - ✓ 農水省HPIに掲載された対象機械であること
- (局所施肥機、除草機、堆肥散布機、色彩選別機、園芸施設の灌水施肥装置など60機種以上)

ポイント

- ① みどり認定を受けた後に機械等を取得する必要があります(タイミングに注意!)
- ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
- ③ 補助金との併用も可能です

お問合せ先

最寄りの都道府県庁

ポイント

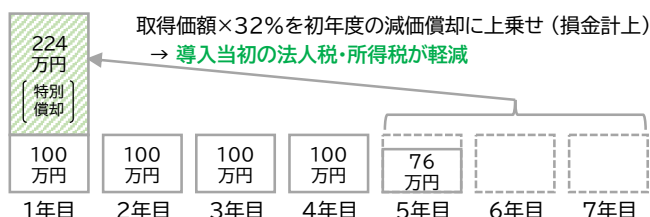
特別償却の活用により、

- ・導入当初の税負担軽減によるキャッシュフローの改善
- ・償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収

などの効果が期待できます

【特別償却のイメージ】

700万円・耐用年数7年の農業機械を導入 ※定額法の場合



<コラム> みどり投資促進税制の活用事例(滋賀県・中道農園)

有機栽培を中心に水稻40haで経営する滋賀県の中道農園では、全国で初めてみどり認定を受けて水稻有機栽培面積の拡大に取り組んでおり、作業の効率化に必要となる水田除草機の導入にみどり投資促進税制を活用しています。

代表の中道さんは、みどり投資促進税制について、「スピード感を持って次の設備投資がしやすい。購入費補助よりも、農家本来の能力が生かせる。」と評価しています。



「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

みどり認定向け融資制度

● 農業改良資金 <公庫農林事業>

環境負荷低減に取り組みながら「収量・品質の向上」や「コスト・労働力の削減」を目指す新たな取組(＝農業改良措置・新作物・新技術の導入、加工事業の開始など)を無利子資金で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた農業者

ポイント

都道府県知事による「貸付資格の認定」と「みどり認定」を同時に受けることが可能です
まずは「みどり認定を受けて農業改良資金を借りたい」ことを各都道府県庁(又は公庫支店)にご相談ください。

使途・支援内容

- 農業改良措置を実施するために必要な資金
(農業経営用施設・機械等の改良・造成・取得、農地等の改良、農産物加工施設の改良・造成・取得など)
- 借入限度額：(個人) 5,000万円、(法人・団体) 1億5,000万円
- 借入金利： 無利子
- 償還期限： 12年以内

【留意点】

- ・公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。
- ・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

● 畜産経営環境調和推進資金 <公庫農林事業>

環境負荷低減に取り組むために、家畜排せつ物を堆肥化するための施設・機械等を整備する取組を、低利資金で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた畜産農業者

ポイント

みどり法に基づく計画を家畜排せつ物法に基づく計画とみなします

まずは「みどり認定を受けて畜産経営環境調和推進資金を借りたい」ことを各都道府県庁(又は公庫支店)にご相談ください。

使途・支援内容

- 処理高度化施設又は共同利用施設に必要な資金
(堆肥舎・自動攪拌機の改良・造成・取得など)
- 借入限度額：負担額の80%又は次のいずれか低い額
(個人) 3,500万円、(法人) 7,000万円 等
- 借入金利： 1.4%(令和6年12月現在)
- 償還期間： 20年以内(一部の使途では15年以内)

【留意点】

- 公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。

取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

みどり認定向け融資制度

● 林業・木材産業改善資金

環境負荷低減に取り組みながら「**新たな林業・木材産業部門の経営開始**」や「**林産物の新たな生産・販売方式の導入**」を目指す**新たな取組**(＝林業・木材産業改善措置：生産性の向上に資する高性能林業機械の導入、特用林産物の栽培ハウスや木材チップ生産施設の改良・造成・取得など)を、無利子融資で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた林業者

ポイント

都道府県知事による「**貸付資格の認定**」と「**みどり認定**」を同時に受けることが可能です
まずは「みどり認定を受けて林業・木材産業改善資金を借りたい」ことを各都道府県庁にご相談ください。

使途・支援内容

- 林業・木材産業改善措置を実施するために必要な資金
(生産性向上に資する高性能林業機械の導入、特用林産物の栽培ハウスや木材チップ生産施設の改良・造成・取得など)
- 借入限度額： 林業の場合：(個人) 1,500万円、(会社) 3,000万円
(団体) 5,000万円

木材産業の場合：1億円

- 借入金利： 無利子
- 償還期限： 12年以内

【留意点】

- ・審査の結果、御希望に沿えない場合があります。
- ・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

取扱融資機関

最寄りの都道府県庁

● 沿岸漁業改善資金

環境負荷低減に取り組みながら「**近代的な漁業技術の導入**」や「**合理的な漁業生産方式の導入**」を目指す**新たな取組**(＝経営等改善措置：新しい漁具や漁労機器などの導入、漁ろうの安全を図るための施設の改良・造成・取得など)を、無利資金で支援します。

対象者

都道府県知事からみどり認定を受けた漁業者

ポイント

都道府県知事による「**貸付資格の認定**」と「**みどり認定**」を同時に受けることが可能です
まずは「みどり認定を受けて沿岸漁業改善資金を借りたい」ことを各都道府県庁にご相談ください。

使途・支援内容

- 経営等改善措置を実施するために必要な資金
(新しい漁具や漁労機器などの導入、漁ろうの安全を図るための施設の改良・造成・取得など)
- 借入限度額： 5,000万円(漁業種類、経営規模により限度額が異なる)
- 借入金利： 無利子
- 償還期限： 12年以内

【留意点】

- ・審査の結果、御希望に沿えない場合があります。
- ・国の補助金を含む補助事業との併用はできません。

取扱融資機関

最寄りの都道府県庁又は最寄りの漁業協同組合

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



みどり認定ポイント加算対象

● 強い農業づくり総合支援交付金（うち産地基幹施設等支援タイプ）

化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業の拡大、GHG排出削減の推進などに必要な産地の基幹施設※の整備を**みどりの食料システム戦略推進枠**を設けて支援します。

実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等

主な採択要件

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上
- 面積要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること

ポイント

「環境負荷低減に関する目標」と「収益性の向上に関する目標」を1つずつ設定します

通常は、単収の向上や生産コストの低減といった収益性の向上に関する成果目標を2つ選択しますが、みどり戦略推進枠では、そのうちの1つを「有機農業の取組面積の拡大」や「化石燃料の使用量の削減」など環境負荷低減に関する目標の設定に代えることができます。

- 原則として総事業費が5,000万円以上であること 等

支援内容

1/2以内（国費上限額：20億円 ※施設や事業実施主体等により変更あり）

※ ヒートポンプを導入した低コスト耐候性ハウス、バイオ炭製造施設、農産物処理加工施設など強い農業づくり総合支援交付金の産地収益力の強化で対象となるすべての施設が対象となります。

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部生産振興課等

● 産地生産基盤パワーアップ事業（うち収益性向上タイプ）

生産コストの低減や販売価格の増加などの収益力強化に向けた施設・機械の整備について、化石燃料の使用低減に資する設備等を優先採択する施設園芸エネルギー転換枠を設け、支援します。

実施主体

産地パワーアップ計画に参加する農業者、農業者の組織する団体

事業要件

- 産地パワーアップ計画において、収益性向上に係る成果目標が設定されており、基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること 等

ポイント

目標に沿って成果目標を最大2つまで設定し、配分基準となるポイントを算出します。

イネなどの一部の作物については、みどり認定に関する目標設定も可能です。

化石燃料の使用低減に役立つヒートポンプなどの導入については施設エネルギー転換枠にエントリーできます。

※産地パワーアップ計画に、以下の目標を設定するなどの要件があります

- ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大② 燃油使用量の15%以上の低減

支援内容

1/2以内（国費上限額：20億円 ※施設や事業実施主体等により変更あり）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部生産振興課等

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

● ①農地利用効率化等支援交付金 ②担い手確保・経営強化支援事業

みどり認定優先枠

みどりの食料システム戦略を踏まえた環境に配慮した営農に必要な農業用機械・施設の導入について、①ではグリーン化優先、②ではみどり農業推進優先枠を設けて支援します。

対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた者(事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む)

主な採択要件

- 融資を活用して農業用機械・施設の導入を行うこと
- 成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること 等

ポイント

みどり認定を受けて、化学肥料・農薬の使用削減やGHG削減に取り組む方を対象とする優先枠があります

支援内容

補助率： ①事業費の3/10以内、②事業費の1/2以内
配分上限額：①個人・法人問わず 1経営体当たり300万円 等
(必要な要件を満たす場合は600万円)
②法人：3,000万円、法人以外：1,500万円 等

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局経営・事業支援部経営支援課等

新規就農者育成総合対策のうち

● 経営発展支援事業

みどり認定ポイント加算対象

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が補助します。

対象者

認定新規就農者

主な採択要件

- 独立・自営就農時の年齢が、49歳以下であること
- 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 本人負担分について、交付対象者が金融機関から融資を受けること 等

ポイント

経営開始資金(年間最大150万円×最長3年間)も併用することが可能です。
親元就農の場合も活用可能です。

支援内容

補助率：都道府県が支援する額の2倍 (国費上限1/2以内)
補助対象事業費上限：1,000万円(経営開始資金の交付対象者は500万円)
(機械・施設等の取得、改良又はリース、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植など)〈例〉国1/2、県1/4、本人1/4

お問合せ先

最寄りの市町村

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

みどり認定ポイント加算対象

● 畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業)

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な家畜排せつ物の処理施設や機械の導入等を支援します。

実施主体

畜産クラスター協議会(畜産を営む者、地方公共団体、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会)

ポイント

- ① 畜産クラスター計画の評価に当たり、みどり認定ポイント加算に加えて、認定事業者が堆肥の高品質化・ペレット化等を行う場合の加算があります。
- ② 施設整備事業に係る事業計画の評価に当たってもみどり認定ポイント加算があります。

支援内容

- 施設整備事業・機械導入事業(1/2以内)
(家畜排せつ物処理施設、ペレタイザー、マニユアスプレッダーなど)

お問合せ先

農林水産省畜産局企画課(☎ 03-3501-1083)

● 国内肥料資源利用拡大対策事業(再掲)

みどり認定ポイント加算対象

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を受けにくい生産体制づくりを支援します。

実施主体

農業者の組織する団体、肥料製造事業者、肥料原料供給事業者など

主な採択要件

- 原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携を位置付けた「連携計画」を作成すること 等

支援内容

- 堆肥化処理施設、ペレット化施設等の整備(1/2以内)
- 肥料散布や土壌分析に必要な機械の導入(1/2以内)
- 肥料の成分分析・効果検証(定額)

ポイント

原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者がそれぞれ事業を活用することが可能です。また、施設整備のみならず、散布に必要な機械導入や栽培実証等、国内資源由来肥料の利用拡大に向け必要な取組を支援します。

お問合せ先

最寄りの各地方農政局生産部環境・技術課及び畜産課等 又は
農林水産省 農産局農産政策部技術普及課 (☎ 03-6744-2107)
農林水産省 農産局農産政策部農業環境対策課 (☎ 03-3593-6495)
農林水産省 畜産局畜産振興課 (☎ 03-6744-7189)

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

● 林業・木材産業循環成長対策交付金

みどり認定ポイント加算対象

林業・木材産業の生産基盤強化に向けて、高性能林業機械等の導入、木質バイオマス利用促進施設・特用林産振興施設・コンテナ苗生産基盤施設の整備等を支援します。

実施主体 林業経営体、民間団体等

ポイント

- ・都道府県が作成する5年間の取組方針に従い、林業・木材産業の生産基盤強化に向けた川上から川下までの総合的な取組を支援します。
- ・みどり認定を受け又はその申請をしている場合にポイント加算があります。

支援内容

- 高性能林業機械等整備(1/3以内等)
- 木質バイオマス利用促進施設の整備(1/2以内等)
- 特用林産振興施設等の整備(1/2以内)
- コンテナ苗生産基盤施設等の整備(1/2以内)

お問合せ先 農林水産省林野庁計画課(☎ 03-6744-2082)

NEW

● 漁業構造改革総合対策事業

みどり認定ポイント加算対象

カーボンニュートラル、みどりの食料システム戦略の実現を目指しつつ、我が国の漁業・養殖業を収益性の高い構造へ改革するため、多目的漁船の導入等による新たな操業・生産体制への転換、マーケットイン型養殖業等の実証の取組を支援します

実施主体 漁業協同組合、養殖経営体など

主な採択要件

- 収益性の向上を図る改革計画を策定し、中央協議会による審査・認定を受けること等

支援内容

- (漁船漁業の場合)用船料等相当額(1/3以内等)
- (養殖の場合)資材・機材の導入費等(1/2以内等)

ポイント

- ・新たな操業・生産体制への転換等を促進するため、認定された改革計画に基づく高性能漁船や大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上を支援します。
- ・みどり認定を受けている又は受ける見込みがある場合にポイント加算があります。

お問合せ先 水産庁研究指導課(☎ 03-6744-0210)

「生産・流通体系の転換に関する支援が知りたい」

グローバル産地づくり推進事業のうち

特定区域ポイント加算対象

● 大規模規模輸出産地モデル形成等支援事業

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

実施主体

①都道府県または②都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

主な採択要件

- 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化すること
- 海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産・流通体系への転換の取組を推進する事業実施計画となっていること

支援内容

- 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費(定額)
- 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築に係る経費(定額)

ポイント

- ①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化と、
- ②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築の両方の取組を行うことが必要です。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課(03-6744-7172)

NEW

みどり認定等ポイント加算対象

● 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業

約3割を輸入に依存する加工・業務用野菜について、周年安定供給体制の構築により国産シェアを奪還するため、国産野菜サプライチェーンの連携強化を図るための対策を総合的に支援します。

実施主体

民間団体等

支援内容

- ① サプライチェーン構築推進事業
複数産地と実需者が連携した国産野菜の強靱なサプライチェーンを構築するため、実需者のニーズに対応した品種の栽培実証、先進地や実需者ニーズ調査、農業機械や予冷・貯蔵庫のリース導入等に係る経費を支援します。

補助率:事業費の1/2以内

- ② サプライチェーン連携強化推進事業
国産野菜のサプライチェーン連携強化のため、複数産地と実需者が連携して行う合理化の取組について、生育予測システムや集出荷システムの導入、システム連携、電子タグ付き大型コンテナのリース導入等の実証経費を支援します。

補助率:定額

ポイント

みどり認定者や基盤確立事業者と連携した取り組み、特定区域における取組について優先採択のためのポイント加算が受けられます。

お問合せ先

- ① 最寄りの都道府県庁
- ② 各地方農政局生産部園芸特産課等

「環境にやさしい農業の実践に向けて、 地域で新たな取組を始めたい」💡

● みどりの食料システム戦略推進交付金

みどり戦略推進交付金は、これから環境負荷低減をはじめようとする地域の取組を都道府県を通じて支援するものです。まずは最寄りの都道府県庁にご相談ください。



取組メニュー

取り組みたい内容に応じて、以下のメニューを選んで活用いただくことができます。

● 環境負荷低減活動定着サポート

みどり認定農業者による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けたサポートチームの体制整備を支援します。主に地方公共団体向けのメニューです。

● グリーンな栽培体系加速化事業 (詳細はP.22参照)

環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術の検証やその定着を図る取組を支援します。

● 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 (詳細はP.22参照)

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点(オーガニックビレッジ)の創出を支援するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備を支援します。

● 有機転換推進事業 (詳細はP.25参照)

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など、有機農業の生産開始にあたって必要な経費を支援します。

● SDGs対応型施設園芸確立 (詳細はP.23参照)

持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGsに対応した環境負荷軽減と収益性向上を両立する施設園芸モデルの確立に向けた技術の検証等の取組を支援します。

● みどりの事業活動を支える体制整備 (詳細はP.5、P.25、P.30参照)

みどり法の特定認定等を受けた生産者やその取組を支える事業者が行う機械・施設導入等を支援します。

● バイオマスの地産地消 (詳細はP.5参照)

エネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラントの導入や副産物であるバイオ液肥の利用促進に向けた取組等を支援します。

● 地域循環型エネルギーシステム構築 (詳細はP.23参照)

地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため、再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び未利用資源や資源作物のエネルギー利用を促進する取組を支援します。

「産地に適した環境負荷低減の技術を導入したい」 「地域ぐるみで有機農業の産地づくりを進めたい」

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● グリーンな栽培体系加速化事業

みどり認定ポイント加算対象

「環境にやさしい栽培技術※」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、各産地に適した技術の検証とその定着を図る取組を支援します。

※化学農薬・肥料の使用量の低減、有機農業の拡大、温室効果ガスの削減に資する技術

実施主体

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

※農業者に加えて、都道府県(普及組織)又は農業協同組合(営農指導事業担当)が事業に参加すること

主な採択要件

以下の2点のうち、いずれか一方を満たしていること。

■ 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証すること

■ 複数の産地が連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること

※詳細は農林水産省HP(右下二次元コード参照)に掲載されている事業説明資料の15～17ページをご参照ください。

ポイント

① 効果やコストが気になって導入をためらっている技術があれば、ぜひ本事業を活用ください！

本格的な導入の前に技術検証に取り組むことで、不安を払拭して導入を進めることができます。

検証の結果、産地への導入が難しいとなった場合でも、要因分析をすれば技術検証等の費用は助成対象となります。

② 検証に必要なスマート農業機械等の導入費も助成対象となります(1/2以内)

支援内容

① 環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する先端技術等の検証

② ①に必要なスマート農業機械等の導入

③ ①と併せて行う環境に配慮して生産した農産物への消費者の理解醸成

交付単価 ①、②：定額(交付上限：1地区当たり300万円又は360万円※(うち②は30万円))、③：1/2以内(交付上限：1地区当たり1,000万円)

※有機農業又は複数の環境負荷低減の検証に取り組む場合は360万円

※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は、交付上限額を100万円引上げ

詳しくはコチラ



お問合せ先

最寄りの都道府県庁(普及センター等) 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

みどり認定ポイント加算対象※

※ みどりに基づく認定の他、有機農業に関する栽培管理協定を締結している場合等に加算

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点(オーガニックビレッジ)の創出を支援(①)するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備を支援(②)します。

実施主体

①市町村、協議会(市町村を含む)

②協議会(都道府県を含む)等

事業要件

①について、

■ 地域における有機農業の取組方針等を定めた有機農業実施計画の策定及び、その実現に向けた取組の実施

■ みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定に向けた取組を行うこと 等

ポイント 市町村が中心となって、生産から消費までの一貫した取組や目標について計画を作成しましょう！

地域の関係者で検討会を実施し、有機農産物の生産、流通・加工、消費等の各段階における

具体的な取組内容や目標、推進体制をとりまとめた有機農業実施計画を策定することにより、気運を醸成しましょう。

②について、

■ 域内の代表的な有機栽培体系1つ以上について、経営指標を作成のうえ、域内各地域に適用可能な経営・技術指導マニュアルを作成すること 等

支援内容

定額 (①について、機械のリース導入は1/2以内)

お問合せ先

①最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

②最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

詳しくはコチラ



「施設園芸の省エネ化や再エネの活用に取り組みたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● SDGs対応型施設園芸確立

みどり認定ポイント加算対象

地域の気象条件や栽培管理方法等を踏まえ、環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸の重点支援モデルを確立するための栽培実証や産地内への普及の取組を支援します。

実施主体 協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

事業要件 ■ 協議会の場合は、都道府県が参画すること
■ 重点支援モデルを策定すること

ポイント

効果やコストが気になっていて、化石燃料のみに依存しない加温技術の導入をためらっている産地向け！

化石燃料のみに依存しない加温技術を試してみたいけど、単収低下、経営コストの増加等が心配という産地(方)は、都道府県と連携することで気になる加温技術を試してみることが可能です。

支援内容

地域に適した重点支援モデルを確立するための栽培・経営実証、温泉熱等の地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成、経営指標やマニュアル作成・情報発信の取組を支援します。

お問合せ先

交付単価：定額（栽培・経営実証のうち一部は1/2以内）
最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部園芸特産課※
※九州農政局においては、生産技術環境課

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 地域循環型エネルギーシステム構築

みどり認定ポイント加算対象

地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物や未利用資源のエネルギー利用を推進します。

対象者

- ① 営農型太陽光発電のモデル的取組支援：協議会等
- ② 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援：民間団体等
- ③ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援：協議会等

事業要件

- ①の協議会については、「農業者」「発電事業者」「都道府県・市町村・農業委員会若しくは地域の農業者が組織する団体」を構成員とすることが必要です。

ポイント

発電した電気を地域で利用するモデルを検討しましょう！

本事業により導入した発電設備を用いて発電した電気に関して、再エネ特措法に基づく買取制度(FIT)や補助(FIP)による売電はできません。原則として、発電した電気は協議会内で利用いただきます。

支援内容

- ① 営農型太陽光発電のモデル的取組支援
地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。
交付単価：定額（設備に係る経費は1/2以内）
- ② 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援
未利用資源や資源作物のエネルギー利用を促進する取組を支援します。
交付単価：定額
- ③ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援
農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。
交付単価：定額、1/2

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

「環境にやさしい農業への直接支払いについて知りたい」



● 環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

実施主体

農業者の組織する団体※1、一定の条件※2を満たす農業者等

- ※1 同一団体内に2名以上の環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組む農業者が必要です。
※2 一定の条件とは以下の通りです。
単独で事業を実施する農業者（個人・法人）は
・集落の耕地面積の一定割合以上の農地で、支援対象活動を行う場合
・複数の農業者で構成される法人（農協除く）
のいずれかに該当し、市町村が特に認める場合

主な採択要件

- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に関する活動等）に取り組むこと

ポイント

支援を受けるには、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組が必要です！

化学肥料・化学合成農薬の低減については地域の慣行レベルと比較して5割以上であることが条件です。
化学肥料・化学合成農薬の低減だけでは支援は受けられませんのでご注意ください。

詳しくはコチラ



支援内容

○ 支援対象となる取組

■ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

有機農業※、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、炭の投入、

※国際水準で実施する移行期の取組（ただし、有機JAS認証取得は問わない）

■ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

※全国共通取組や多面的機能支払で支援対象となっていない取組が対象

■ 取組拡大加算

農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動

！ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

○ 交付単価

全国共通取組		交付単価（/10a）
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
	土壌診断に加え、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合、2,000円加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
堆肥の施用注1)		3,600円
緑肥の施用注1)		5,000円
総合防除注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000円
	そば等雑穀、飼料作物	2,000円
	炭の投入	5,000円

注1）主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン削減対策をセットで実施

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

取組拡大加算

交付単価 4,000円/10a（新規取組面積当たり）

<コラム> 制度の見直しについて

「環境保全型農業直接支払交付金」は、令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 都道府県庁、各地方農政局生産部環境・技術課等

「環境にやさしい農業を行う経営体への 支援について知りたい」



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

みどり認定が要件※

● 有機転換推進事業

※ みどり法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることが要件

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産開始にあたり必要な経費を支援します。

対象者

有機農業に取り組む新規就農者
又は 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者

事業要件

- みどり認定を受けている又は成果目標年度までに受ける予定であること
- 営農の一部又は全部で将来的に国際水準の有機農業に取り組む予定であること
- 販売を目的としていること

ポイント

- ① 事業実施の2年後を目標に、有機農業に取り組む面積を拡大(又は維持)しましょう
- ② すでに有機農業に取り組んでいる場合、同一品目での規模拡大は対象になりません

支援内容

有機種苗の購入、土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備に必要な経費を支援します。(交付単価：10aあたり2万円以内)

○対象農地 慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 都道府県庁、各地方農政局生産部環境・技術課等

みどり認定が要件※

● みどりの事業活動を支える体制整備

※ みどり法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることが要件

特定環境負荷低減事業活動の認定を受けた、又は「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業※」によりデータの計測・提供を行なうみどり認定者について、除草機や堆肥舎の整備などの取組を支援します。

実施主体

- 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者
- 「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業※」によりデータの計測・提供を行なうみどり認定者

主な採択要件

- 環境負荷低減事業活動の実施に必要な機械・設備投資であること

ポイント

個社、個人単位でも活用可能です！

支援内容

- 環境負荷低減事業活動を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(除草機、堆肥舎など)

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

※ 環境と調和した農業への転換推進事業(委託事業)

環境と調和した農業を主流化するための新たな制度の設計に必要な各取組の環境負荷低減効果や生産・経営面に係る導入リスク、コスト等の各データを、みどり認定を受けた農業者等から収集し、分析等を実施します。

「環境負荷軽減に取り組む酪農・肉用牛経営体 への支援について知りたい」



NEW

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援のうち

● 有機飼料の生産支援

※
みどり認定が要件

※ みどり法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることが要件

酪農・肉用牛経営体が取り組む**有機飼料生産**を支援します。

対象者

酪農・肉用牛経営体で構成される地域協議会・生産者団体

事業要件

- 酪農・肉用牛経営者は、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上の飼料作付面積を有すること
- 酪農経営者は生乳を出荷、肉用牛経営者は牛を出荷していること
- みどり認定を受けていること 等

支援内容

酪農・肉用牛経営者等が取り組む飼料の有機栽培を支援
(1) 青刈りとうもろこし等 45,000円/ha以内※
(2) 牧草 15,000円/ha以内※
※ 作付面積の拡大に伴う効率化を考慮した係数を乗じて交付

ポイント

みどり認定者による取組を支援します。

お問合せ先

最寄りの各地方農政局生産部畜産課等

NEW

畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち

● 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進

みどり認定ポイント加算対象

肉用牛生産における**肥育期間の短縮、出荷時期の早期化**に向けた実証や、**早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組**を支援します。

対象者

繁殖農家・肥育農家・食肉流通業者からなるコンソーシアム、民間団体等

事業要件

- 肉用牛生産における生産コストの削減や環境負荷の低減に資する、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化を推進するため、以下に取り組むこと。
- ① 意欲ある生産者団体による先行地調査、実証等の取組
 - ② 早期出荷牛肉の認知度向上、理解醸成を図るための品質評価等の取組

ポイント

肉用牛の肥育期間の短縮はGHGの削減に資するため、みどり認定が受けられます。
みどり認定者または基盤認定事業者による取組を優先して支援します。

支援内容

定額(※実証については、頭数に応じて奨励金を交付)

お問合せ先

最寄りの各地方農政局生産部畜産課等

「J-クレジット制度について知りたい・活用してみたい」

● 農業分野におけるJ-クレジット制度の活用

J-クレジット制度は、CO₂等の排出削減量・吸収量を国が認証し、取引を可能とする制度です。農業者は、クレジットの販売収入が期待できます。

対象となる取組例

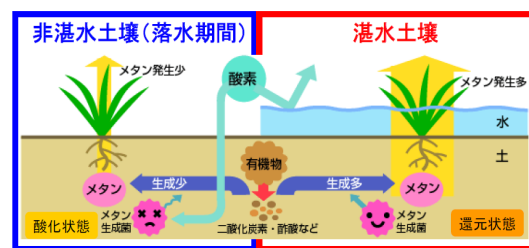
- 水稲の中干し期間の延長
- バイオ炭の農地施用
- アミノ酸バランス改善飼料の給餌
- 家畜排せつ物管理方法の変更
- 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
- 省エネ設備(ヒートポンプ、空調設備等)の導入 など

(イメージ)



水稲の中干し期間延長によるメタンの削減

- ・ 水田から発生するメタンは、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成されます。
- ・ 中干し期間を、直近2か年の実施日数より7日間以上延長(排水期間を長くする)することで、メタン生成菌の働きを抑え、メタン発生量を3割削減できます。



(図の出典：農研機構)

ポイント

まずは、どのような取組がJ-クレジット制度の対象になっているか、確認してみましょう！
何に取り組むか決まったら、次のステップへ！

制度活用の流れ



クレジットが
売買可能に！

詳しくはコチラ



- 個別の削減活動を、**取りまとめて一括で申請できる「プログラム型」**の活用が効果的です。自治体やJA、地域の協議会等で参加をご検討ください。
- 既存の取りまとめ事業者のプロジェクトに参加することも可能です。

支援策

- 中干し期間の延長やバイオ炭の農地施用による生育への影響確認には、**みどりの食料システム戦略推進交付金(グリーンな栽培体系加速化事業)**が活用可能です。
- プロジェクト計画書の作成支援や審査費用に関する支援の仕組みがあります。

お問合せ先

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ(03-6744-2473)